## 遅収料金が適用され、消費者契約法の上限を超える遅延損害金が請求された事例

- 1 平成22年10月分までは口座振替払をしていたので、11月分の電気料金の請求額から、10月分の口 座振替割引額52円50銭が割り引かれている。11月分の支払から請求書払いに変更した。
- 2 平成22年11月分の電気料金 請求額は2715円(内訳・早収料金2715円) 検針日11月15日 早収期間11月16日~12月6日 早収期限12月6日であったが、 12月14日に関西電力の窓口で電気料金2715円を支払った(早収期限からの延滞日数8日)。 この結果、11月分電気料金に遅収料金が適用され、翌12月分の電気料金に「11月分の早収料金と 遅収料金の差額(遅収加算額)」が加算されることとなった(次頁の12月分の請求伝票を参照)。 12月分に併せて請求される遅収加算額は81円 (2715円×3%=81.5円)

遅収加算額を年利換算すると136.1% 消費者契約法の上限年利14.6%なら8.7円 遅収加算額では72.3円が払いすぎとなる (81円÷2715円) × (365日÷8日) = 136.1% (2715円×14.6%) × (8日÷365日) = 8.7円 81円-8.7円=72.3円

いつも電気をご利用いただきありがとうございます



電気料金領収証 NO. 様 お客さま 12 异 묶 日程 所 番 消費税等相当額 (再掲) 額 金 2, 7 1 5 円 129円 年月分 契 約 電気料 燃料費調整額 金 種 別 内 訳 (再掲) 22.11 31 2,715 -85.18平成22年12月14日 3,015円 預 欱 300円 ☆関四電刀株式会社 営業 所 印紙税申告納 受取人 付につき 北 税務署承認済 上 記 金 額 を 領 収 い た しま した 。

で注音 ※木証に上れ集合員が収納することけあれま

ご注意 ※本証により集金員が収納することはありません。 ※金額訂正したもの、手書きのものは無効です。 平成22年12月分の電気料金 請求額は2285円(内訳・早収料金2204円、遅収加算額81円) 検針日12月14日 早収期間12月15日~1月4日 早収期限1月4日であったが、 1月5日にコンビニで請求額2285円を支払った(早収期限からの延滞日数1日)。 この結果、12月分電気料金に遅収料金が適用され、翌1月分の電気料金に「12月分の早収料金と 遅収料金の差額(遅収加算額)」が加算されることとなった(次頁の1月分の請求伝票を参照)。 1月分に併せて請求される遅収加算額は66円 2204円×3%=66.1円

遅収加算額を年利換算すると1093.0% 遅収加算額では65.1円が払いすぎとなる

 $(66 \text{ H} \div 2204 \text{ H}) \times (365 \text{ H} \div 1 \text{ H}) = 1093.0\%$ 消費者契約法の上限年利14.6%なら0.9円 (2204円×14.6%)×(1日÷365日)=0.9円 66円-0.9円=65.1円

いつも電気をご利用いただきありがとうございます



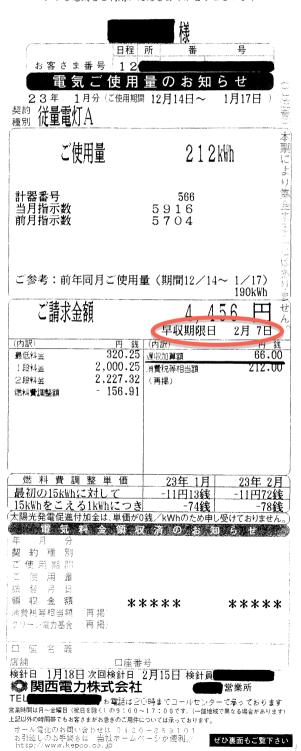


平成23年1月分の電気料金 請求額は4456円(内訳・早収料金4390円、遅収加算額66円) 検針日1月18日 早収期間1月19日~2月7日 早収期限2月7日であったが、 2月14日にコンビニで請求額4456円を支払った(早収期限からの延滞日数7日)。 この結果、1月分電気料金に遅収料金が適用され、翌2月分の電気料金に「1月分の早収料金と 遅収料金の差額(遅収加算額)」が加算されることとなった(次頁の2月分の請求伝票を参照)。 2月分に併せて請求される遅収加算額は131円 4390円×3%=131.7円

遅収加算額を年利換算すると155.6% 消費者契約法の上限年利14.6%なら12.3円 遅収加算額では118.7円が払いすぎとなる

 $(131 \text{ PP} \div 4390 \text{ PP}) \times (365 \text{ PP} \div 7 \text{ PP}) = 155.6\%$  $(4390 \text{ PP} \times 14.6\%) \times (7 \text{ PP} \div 365 \text{ PP}) = 12.3 \text{ PP}$ 131円-12.3円=118.7円

いつも電気をご利用いただきありがとうございます





ぜひ裏面もご覧下さい

5 平成23年2月分の電気料金 請求額は2709円(内訳・早収料金2578円、遅収加算額131円) 検針日2月15日 早収期間2月16日~3月7日 早収期限3月7日 2月23日にコンビニで請求額2709円を支払った(早収期限内)。 この結果、2月分電気料金には早収料金が適用され、遅収加算額は発生しない。

いつも電気をご利用いただきありがとうございます



